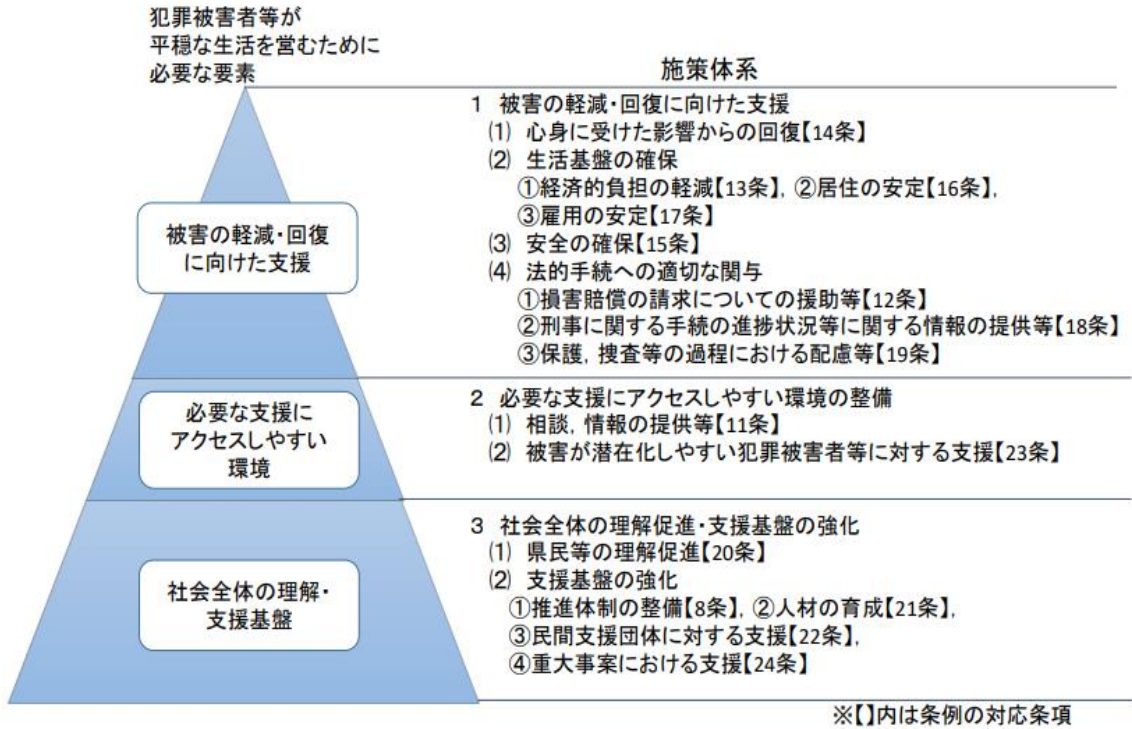


「犯罪被害者等支援に関する取組方針」に基づく
施策の実施状況等について

令和6年9月
広島県

「犯罪被害者等支援に関する取組方針」の施策体系



自己評価

◎:順調、○:概ね順調、△:やや遅れ、✕:遅れ

**「犯罪被害者等支援に関する取組方針」に基づく
施策の実施状況等について**

| I 被害の軽減・回復に向けた支援 | | II 担当所属 | |
|------------------------------|--|--|------|
| (1)心身に受けた影響からの回復【14条】 | 【第14条】 県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講じるものとする。 | 相談件数 警察本部 健康福祉局 教育委員会 | |
| 取組の方向性 | | 令和5年度の実績 | 自己評価 |
| ア | 犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施等 公認心理師、臨床心理士等の資格を有する被害者支援カウンセラーやカウンセリング技能を有する警察職員による、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施します。また、外部の精神科医、公認心理師、臨床心理士等と連携し、犯罪被害者等が希望した場合、適切なカウンセリングが受けられるよう配慮します。 | ○警察職員によるカウンセリング ・被害者支援カウンセラー及び少年育成官が犯罪被害者等に対する支援を実施した。 ○外部専門家との連携 ・外部の精神科医等と連携し、犯罪被害者等が希望した場合、適切なカウンセリングが受けられるよう引き継ぎを行った。 | ◎ |
| イ | 県立総合精神保健福祉センターにおける相談の実施 県立総合精神保健福祉センターにおける相談支援の一環として、心の悩みを抱える犯罪被害者等の相談を実施します。 | ・心の悩みを抱える犯罪被害者等の相談を実施した。 (電話相談:延べ10件) | ○ |
| ウ | こども家庭センターにおける支援 こども家庭センターに、児童心理司、保健師、弁護士、医師等を配置し、子供に対する丁寧なアセスメントやケアを実施するほか、配偶者からの暴力による被害者の心理カウンセリング等の支援を実施します。 | ・児童の心理検査等をもとにアセスメントした結果を踏まえ、児童や保護者に対し、心理療法や親子関係再構築のためのプログラム等を実施した。 ・配偶者からの暴力による被害者の心理カウンセリング等を実施した。 | ○ |
| エ | 学校における教育相談の実施 学校における教育相談の一環として、スクールカウンセラー等が、犯罪被害者等となった児童生徒を対象に相談を実施します。 | ○学校における教育相談の実施 ・児童生徒からの相談に対して、スクールカウンセラー等が相談に対応した。 ・令和5年度 いじめ、暴力行為を理由とした相談件数 (小学校:48件、中学校:59件、義務:10件、高等学校:9件) | ○ |
| 評価 | | | |
| ア | 被害者支援カウンセラー及び少年育成官が、専門的な知識と技能をもとに被害の状況及び要望に応じて適切な支援を行い、被害からの早期回復に貢献した。 | | |
| イ | 適切に相談に対応し、必要な情報提供を行った。 | | |
| ウ | 多職種が連携し、児童や保護者、DV被害者へのアセスメントやケアを実施した。 | | |
| エ | 生徒指導上の諸課題に係る理由別相談件数(いじめ、暴力行為)の内、解決事案数は59件であり、効果的な相談活動を行うことができています。 | | |
| 令和6年度の実績 | | | |
| ア・イ・ウ・エ | 令和5年度の実績を継続する。 | | |
| (2)生活基盤の確保 ①経済的負担の軽減【13条】 | 【第13条】 県は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。 | 環境県民局 警察本部 | |
| 取組の方向性 | | 令和5年度の実績 | 自己評価 |
| ア | 医療費等の公費負担制度の適切な運用等 身体犯被害者の診断書料、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用等の医療費等やカウンセリング費用等の公費負担制度について、適切に運用します。 | ・性犯罪被害者の緊急避妊等に要する医療費やカウンセリング費用等について公費負担を実施した。(医療費負担60件、カウンセリング費用負担15件) ・身体犯被害者の診断書料、性犯罪被害者の緊急避妊等の医療費等やカウンセリング費用等の公費負担制度を適切に運用した。 ・公費負担制度を適切に運用するため、専科及び研修会等において教養を実施した。 ・性犯罪被害者の公費負担については、通達を改正し、警察本部が取り扱う事件についても支出対象とした。 | ○ |
| イ | 性犯罪・性暴力被害に係る法律相談費用の支援 性被害ワンストップセンターひろしまにおいて、相談者の法律相談費用の負担軽減に向けた支援を実施します。 | ・性被害ワンストップセンターひろしまにおいて実施する法的支援が必要な相談者に対する弁護士相談の公費負担を実施した。(弁護士相談件数 39件) | ◎ |
| ウ | 二次被害の防止・軽減に必要な費用の支援 社会的な関心の高い事件の犯罪被害者等に対し、二次被害の防止・軽減に必要な費用の負担軽減に向けた支援を実施します。 | ・故意の犯罪行為により重大な被害を負った者やその家族のうち報道機関による取材への対応等を弁護士に委嘱した者に対し、二次被害の防止・軽減支援金を支給する制度を適切に運用した。(件数 非公開) | ◎ |
| エ | 犯罪被害給付金の早期裁定等 犯罪被害給付金について、支給に係る裁定を迅速かつ適切に実施することで、早期の支給に資するとともに、各種広報媒体等を活用した周知や対象事件の犯罪被害者等への教示を徹底します。 | ・支給に係る裁定を迅速かつ適切に実施することで、早期の支給に資するとともに、各種広報媒体等を活用した周知や対象事件の犯罪被害者等への教示を徹底した。 | ○ |
| 評価 | | | |
| ア・イ・ウ・エ | 経済的負担の軽減に向けた各種の制度について継続して適切に運用するとともに、カウンセリングにかかる公費負担制度の対象を拡大するなど、既存の制度の改善にも取り組むことができています。 | | |
| 令和6年度の実績 | | | |
| ア・イ・ウ・エ | 令和5年度の実績を継続するとともに、相談体制の拡大を図る。 | | |

| 1被害の軽減・回復に向けた支援 | | II 担当所属 | |
|-----------------|--|---|---------------|
| ②居住の安定【16条】 | | 【第16条】 県は、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講じるものとする。 | 土木建築局 警察本部 |
| 取組の方向性 | | 令和5年度の取組 | |
| ア | 県営住宅への優先入居 犯罪被害者等が、県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率の優遇を実施します。 | ・県営住宅入居者募集に係る「申込のしおり」に、犯罪被害者に係る当選率の優遇について記載し、申込整理票に欄を設けている。 (申込件数:0件) | ◎ |
| イ | 県営住宅への一時入居 犯罪被害者等が、犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となった場合に、公募によらず提供可能住宅への入居を許可します。 | ・犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となった被害者に対しては、住宅の提供も案内している。(問い合わせ件数 0件) | ◎ |
| ウ | 住宅セーフティネット制度に基づく支援の実施 住宅セーフティネット制度における居住支援協議会や居住支援法人による住居のマッチング支援等を実施します。 | ・公益財団法人日本賃貸住宅管理協会と共催する賃貸人向けセミナーにて、居住支援協議会等の活動について周知を行った。 | ○ |
| エ | 居住場所の確保に向けた公費負担制度の適切な運用 緊急避難場所の確保に要する費用や自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニング費用の公費負担制度について、適切に運用します。 | ・一時的に施設での保護が必要と認める場合は、犯罪被害者等の安全確保、負担軽減及び犯罪被害者等の支援を図るため、居住場所確保に向けた公費負担制度を拡充したほか、適切に運用した。 | ◎ |
| 評価 | | | |
| ア・イ・ウ | 県営住宅の優先入居や一時入居について円滑に対応ができる体制となっており、賃貸人に対する住宅セーフティネット制度の周知にも取り組むことができている。 引き続き、犯罪被害者からの相談に対し、居住支援への適切な対応を行う必要がある。 | | |
| エ | 個々事案ごとに、公費負担制度の運用を検討し、犯罪被害者等の安全確保を最優先に、的確な犯罪被害者等の支援を実施した結果、犯罪被害者の精神的及び経済的な負担軽減に貢献した。 | | |
| 令和6年度の取組 | | | |
| ア・イ・エ | 令和5年度の取組を継続する。 | | |
| ウ | 賃貸人への周知活動を継続するとともに、相談窓口の普及に向け、協議会周知パンフレットを配布するなど、さらなる周知を行う必要がある。また、相談に対しては居住支援につながるよう適切な対応を行う。 | | |
| ③雇用の安定【17条】 | | 【第17条】 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深める等必要な施策を講じるものとする。 | 環境県民局 |
| 取組の方向性 | | 令和5年度の取組 | |
| ア | 事業者に対する啓発活動の実施 事業者を対象に、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるための啓発活動を実施します。 | ・犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等を支えるためにできることを掲載したリーフレットを犯罪被害者等早期援助団体の会員及び賛助会員(103社)に送付した。 ・商工労働局が配信しているメールマガジンの11月号において「犯罪被害者等支援週間」について案内した。 ・HPに事業者向けのページを追加した。 | ○ |
| 評価 | | | |
| ア | 令和4年度に実施したリーフレットの配布に加え、メールマガジンやHP等、新たな媒体による広報を実施した。 | | |
| 令和6年度の取組 | | | |
| ア | 令和5年度に実施した取組を継続すると共に、広報課と連携の上、より有効な事業者向けの広報・啓発活動について検討する。 | | |
| (3)安全の確保【第15条】 | | 【第15条】 県は、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講じるものとする。 | 健康福祉局 警察本部 |
| 取組の方向性 | | 令和5年度の取組 | |
| ア | 関連法令に基づく一時保護、施設の入所による保護の適切な実施 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)」、「児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)」等に基づく一時保護、施設の入所による保護を適切に実施します。 | ・配偶者からの暴力による被害者等の一時保護を実施した。 (新規一時保護件数:84件、うち暴力(DV)逃避:59件) ・市町が行う配偶者からの暴力による被害者の一時的避難に係る費用の補助事業を実施した。(費用補助実績:0件) | ○ |
| イ | 再被害防止に向けた情報の提供、防犯指導等 同一の加害者による再度の被害(再被害)の恐れのある犯罪被害者等を対象に、刑事司法関係機関と連携して、再被害の防止に資する情報を提供するとともに、自主警戒の方法の教示等の防犯指導や緊急通報装置の貸与等の再被害防止措置を実施します。 | ・再被害防止のため、継続的な被害者支援や対象者の出所時の警戒等を関係所属等と連携して実施し、今後の対応について関係所属と情報共有を行った。 ・他県から協力依頼のあった再被害防止措置について、関係所属と情報を密にして対応した。 | ◎ |
| ウ | 犯罪被害者に関する情報の保護 犯罪被害者の氏名の公表にあたっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等を総合的に勘案して、適切な発表内容となるよう配慮します。 | ・犯罪被害者に関して報道機関に提供する資料については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表を行った。 | ○ |
| 評価 | | | |
| ア・イ・ウ | 必要に応じて他機関とも連携しつつ、それぞれの取組において適切に対応した。 | | |
| 令和6年度の取組 | | | |
| ア | 市町が行う配偶者からの暴力による被害者の一時的避難に係る費用の補助対象を拡充する。 DV被害者等一時保護委託先を拡充する。 | | |
| イ・ウ | 令和5年度の取組を継続する。 | | |

| I 被害の軽減・回復に向けた支援 | | II 担当所属 | |
|---|--|--|------|
| (4)法的手続への適切な関与 ①損害賠償の請求についての援助等【12条】 | | 【第12条】 県は、損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての情報の提供等必要な施策を講じるものとする。 | 警察本部 |
| 取組の方向性 | | 令和5年度の取組 | 自己評価 |
| ア | 損害賠償請求制度等の周知 損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子・パンフレット等を作成し、配布します。 | ・「被害者の手引」について、改訂版を作成し、犯罪被害者等に配布した。 | ○ |
| 評価 | | | |
| ア | 全警察署に「被害者の手引」を備え付け、殺人、重傷傷害、性犯罪等の犯罪被害者等に対して手交し、被害者支援制度等の情報提供を行うとともに、県警ホームページに「被害者の手引」を掲載し、広く周知した。 | | |
| 令和6年度の取組 | | | |
| ア | 令和5年度の取組を継続するとともに、犯罪被害者等への情報提供を適切に実施するため、引き続き捜査員への指導等を徹底し、被害者支援を行う関係機関との連携を継続する。 | | |
| ②刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等【18条】 | | 【第18条】 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等必要な施策を講じるものとする。 | 警察本部 |
| 取組の方向性 | | 令和5年度の取組 | 自己評価 |
| ア | 刑事に関する手続の他の犯罪被害者等支援に係る機関・団体による支援制度等について紹介したパンフレット（「被害者の手引」）等を作成し、犯罪被害者等へ配布します。 また、外国人の犯罪被害者等にも適切に情報が提供できるよう「被害者の手引」について、外国語版を作成し、配布します。 | ・「被害者の手引」について、改訂版を作成し、犯罪被害者等に配布した。 ・また、外国人の犯罪被害者等にも適切に情報が提供できるよう「被害者の手引」について、外国語版を配布した。 | ○ |
| イ | 捜査に関する情報の提供等 犯罪被害者等への連絡のための責任者と担当者を指定し、捜査への支障等を勘案しつつ、捜査状況等の情報を提供するよう努めます。 | ・犯罪被害者等に対して、捜査に支障のない範囲において、捜査状況等の情報提供を実施した。 | ○ |
| 評価 | | | |
| ア | 全警察署に「被害者の手引」を備え付け、殺人、重傷傷害、性犯罪等の犯罪被害者等に対して手交し、被害者支援制度等の情報提供を行うとともに、県警ホームページに「被害者の手引」を掲載し、広く周知した。 | | |
| イ | 犯罪被害者等への連絡を行う責任者及び担当者を事件ごとに定め、窓口の一本化に努めるとともに、犯罪被害者等に対し、適切な時期に積極的な情報提供を行った。 | | |
| 令和6年度の取組 | | | |
| ア・イ | 令和5年度の取組を継続するとともに、犯罪被害者等への情報提供を適切に実施するため、引き続き捜査員への指導等を徹底し、被害者支援を行う関係機関との連携を継続する。 | | |
| ③保護、捜査等の過程における配慮等【19条】 | | 【第19条】 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員等の配置等必要な施策を講じるものとする。 | 警察本部 |
| 取組の方向性 | | 令和5年度の取組 | 自己評価 |
| ア | 研修の充実等 採用時、昇任時等に、犯罪被害者等支援の意義に関する研修や犯罪被害者等早期援助団体との連携等に関する研修、犯罪被害者等による講演等を実施します。 | ・採用時教養、昇任時教養、研修会、各種専科及び任用科において、被害者等支援の意義や犯罪被害者等の特性、被害者の心情等に配慮した捜査活動の在り方や被害者等支援における留意事項等についての教養を行った。 ・各種教養等において、犯罪被害者等遺族や性犯罪被害者を招致し、講演会を実施した。 | ○ |
| イ | 被害児童の事情聴取に係る研修 被害児童からの事情聴取に関する警察官の技能向上に向けた研修を実施します。 | ・児童の特性を考慮した聴取方法の浸透を図るため、専科教養等において、ロールプレイングを用いた実践的な研修を用い、警察官のスキルアップに向けた研修及び講義を実施した。 ・捜査員を対象とした研修をはじめ、警察署において、児童に関わる業務に従事する警察官を集めて児童からの聴取技法の研修を実施した。 ・司法面接の研究者を講師として招いて研修を行った。 | ◎ |
| ウ | 警察学校等における研修 警察学校等において、性犯罪被害や障害者の特性に関して専門的知見を有する講師による研修を実施します。 | ・採用時教養、各種専科、研修等において、専門的知見を有する講師等により、障害のある人及び性犯罪被害者等への配慮等に関する研修を実施した。 | ○ |
| エ | 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進します。 | ・警察署において刑事課に女性警察官を配置する取り組みを推進した。刑事課に女性警察官が配置できなかった警察署に対しては、署内関係課で連携し、性犯罪認知時には速やかに被害者の対応ができるよう指導した。 | ○ |
| オ | 被害児童からの事情聴取における配慮 被害児童からの事情聴取にあたっては、検察庁、警察、こども家庭センター等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を実施し、関係機関の代表者が事情聴取を実施するほか、事情聴取の場所、回数、方法等に配慮します。 | ・事案認知直後から、被害児童の精神的負担軽減と供述の信用性確保のため、児童の特性に合わせた聴取方法を使った捜査を推進した。 ・児童の特性、被害内容等配慮すべきことを検察・児童相談所等と早期に協議した上で代表者による聴取を行い、被害児童に配慮した取組を推進した。 ・代表者聴取についての教養を積極的に実施した。 | ◎ |

| 評価 | |
|-----------------|--|
| ア・ウ | 専門的知識を有する講師による講義や犯罪被害者等による講演等を通じて、犯罪被害者等の特性や心情についての理解を深めるとともに、知識や技能の向上を図った。 |
| イ | 専科教養においては、座学のみではなく、ロールプレイング方式による講義を実施することにより、効果的な教養を実施できた。警察署の職員や現場の捜査員の研修の機会を増やしたことで、代表者に対する聴取の理解が進み、検察・児童相談所との連携が円滑に行われるようになった。児童の特性を踏まえた聴取技法を個々の警察官が習得することで、知的障害・発達障害等の供述弱者に対する聴取にも応用することができ、警察官の聴取技術が全体的に向上した。 |
| エ | 性犯罪認知時には、被害者の希望する性別の警察官を対応させることにより、被害者の負担軽減を実施した。 |
| オ | 事案認知直後から児童の特性に配慮して聴取を実施することにより、児童が安心して自発的に供述できるよう心掛けた。警察・検察・児童相談所が連携し、事前の協議や情報共有を行ったことで児童からの繰り返しの聴取を避けることができ、児童の負担軽減と供述の信用性確保に繋がった。 |
| 令和6年度の取組 | |
| ア・ウ | 令和5年度の取組を継続する。 |
| イ | 令和5年度の取組を継続するとともに、習得した聴取技術の浸透を推進するため、研修を受けた者に対するフォローアップ研修等を実施し、聴取技術のスキルアップを図る。また、警察全体の児童に対する聴取技法の理解を更に図るために、受講者の属性に応じた研修を実施する。 |
| エ | 性犯罪担当係員、女性に限定することなく、全警察職員が性犯罪被害者に対し適切な対応ができるよう、各種教養により実務能力の向上を図る。 |
| オ | 引き続き関係機関との連携を強化する。また、代表者聴取の制度を周知させるとともに、聴取者への教養、認知時における聴取要領についての教養を実施する。 |

**「犯罪被害者等支援に関する取組方針」に基づく
施策の実施状況等について**

| 2必要な支援にアクセスしやすい環境の整備 | | II 担当所属 | |
|----------------------|---|--|------|
| (1)相談、情報の提供等【11条】 | 【第11条】 県は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講じるものとする。 | 県境県民局 警察本部 | |
| 取組の方向性 | | 令和5年度取組 | 自己評価 |
| ア | 犯罪被害者等を対象とした総合相談の実施 犯罪被害者等早期援助団体と連携し、犯罪被害者等を対象とした総合相談窓口において、犯罪被害者等の抱える問題の聞き取り、医療・福祉に関する制度を含む必要な支援制度や関係機関等に関する情報の提供等を実施するとともに、関係機関等への付き添い支援を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等早期援助団体に、犯罪被害に係る電話相談及び保健医療・福祉サービスの利用促進に係る業務を委託し、相談者が必要とする支援制度の情報提供や関係機関等への付き添い支援を実施した。 ・保健医療・福祉サービス利用促進事業の利用を拡大するため、社会福祉士による直接的な助言を追加する等、仕様書(R6)の見直しを行った。(電話相談 543件 保健医療・福祉サービス利用促進 5件) | ○ |
| イ | 性犯罪・性暴力被害者を対象とした総合相談の実施 性被害ワンストップセンターひろしまにおいて、性犯罪・性暴力被害者の抱える問題等の聞き取り、医療機関や弁護士等の情報の提供等を実施するとともに、医療機関や弁護士事務所等への付き添い支援を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・性被害ワンストップセンターひろしまにおいて、24時間、365日、電話相談を開設するとともに、必要に応じ、医療や法的支援などの専門的支援を実施した。(新規電話相談:283件 新規面接相談 113件(うち79件 専門的支援を実施)) | ◎ |
| ウ | ハンドブックの作成 犯罪被害者等支援を行う関係機関等による支援の内容や連絡先などの情報を掲載したハンドブックを作成し、関係機関等に配布します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・更新の年ではなかったためハンドブックの改訂は行わなかったが、ホームページを犯罪被害者等に対する情報提供サイトとして改訂した。また、「ひろしまラボ」に支援窓口に関する記事を掲載した。 | ◎ |
| エ | 警察における被害相談の実施 警察の被害相談窓口において犯罪被害者等から受理した相談について、関係機関・団体と連携し、適切な支援を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門の被害相談窓口において、犯罪被害者等から受理した相談について、各警察署、関係機関・団体と連携し早期事案対応を行うとともに、適切な支援を実施した。 | ◎ |
| オ | 地域の警察官による訪問・連絡活動の実施 地域の警察官によって、犯罪被害者等に対し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、警察に対する要望・相談の聴取等の訪問・連絡活動を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・捜査部門との緊密な連携を図り、犯罪被害者等の心情に十分配慮し、必要に応じて個別訪問・連絡を行い、警察に対する要望・相談の聴取等を行った。 | ○ |
| カ | 警察職員による事件直後の支援 あらかじめ指定された被害者支援に係る警察職員(被害者支援員)によって、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、助言・指導、情報の提供等を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事件発生直後から、被害者支援員等による犯罪被害者等への付添い、助言・指導、情報の提供等の直接支援を実施した。 | ○ |
| 評価 | | | |
| ア・イ・エ | 相談窓口において、警察署や関係機関・団体と連携し、個々のケースに応じた必要な支援や早期の事案対応を行い、被害からの回復に貢献した。「ア」については、想定より利用回数が少ないという状況が続いているため、引き続き課題やニーズの詳細な把握に努め、制度設計のあり方について検討する必要がある。 | | |
| ウ | ホームページや「ひろしまラボ」など、新たな媒体を活用した情報提供を実施した。 | | |
| オ・カ | 捜査部門と連携し、必要に応じて個別訪問を行い、犯罪被害者等への訪問・連絡活動を推進できた。事件発生直後から、被害者支援員等による犯罪被害者等への直接支援により、犯罪被害者の精神的な負担軽減に努めた。 | | |
| 令和6年度取組 | | | |
| ア | 令和5年度取組を継続するとともに、利用回数増加に向けて行った仕様書変更(助言方法の追加)の効果を検証し、必要に応じてさらなる課題やニーズの把握及び仕様の見直しを行う。 | | |
| イ | 令和5年度に実施した取組を継続して実施する。 | | |
| ウ | 犯罪被害者等支援を行う関係機関等の情報を更新し、有識者に意見聴取を行った上で改訂し、ホームページへ掲載する。ハンドブック以外による情報提供についても、必要に応じて適宜実施する。 | | |
| エ・オ・カ | 令和5年度取組を継続する。 | | |

| 2必要な支援にアクセスしやすい環境の整備 | | II 担当所属 | |
|---|--|---|------|
| 【第23条】 県は、子供、障害者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、配偶者からの暴力による被害者等、自ら被害を訴えることが困難なため被害者が潜在化しやすい犯罪被害者等が、必要な犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、被害を認識するための啓発活動、被害について相談しやすい環境づくりその他の必要な施策を講じるものとする。 | | 環境県民局 健康福祉局 警察本部 教育委員会 | |
| 取組の方向性 | | 令和5年度取組 | 自己評価 |
| ア | 児童虐待に関する相談支援 児童虐待の防止や通告義務、児童相談所虐待対応ダイヤル等の普及啓発を行うとともに、こども家庭センターの機能強化や、市町の取組支援等を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止推進月間(11月)においてオレンジリボンキャンペーンによる広報啓発を実施した。 SNS相談支援事業を実施した。 こども家庭センター職員及び市町職員、民生児童委員等に対する研修を実施した。 市町の要保護児童対策地域協議会に外部有識者を派遣した。(12件) | ○ |
| イ | 被害少年等が相談しやすい環境の整備等 被害少年等を対象に、電話相談や電子メールによる相談を実施するとともに、相談窓口のSNS等を通じた周知を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> 被害少年等を対象に、ヤングテレホン広島やヤングメール、少年サポートセンターの相談電話による相談を実施するとともに、関係機関・団体のリーフレットやデジタル広告等を通じて周知を実施した。(少年相談受理総数(令和5年中):3,755件(ヤングテレホン122件、ヤングメール82件))。 | ◎ |
| ウ | 障害者虐待に関する相談支援 障害者虐待の防止や通報義務、相談窓口等について、県民や事業者等への普及啓発を行うとともに、市町や事業者等を対象とした研修を開催します。 | <ul style="list-style-type: none"> 虐待の種類と対応の仕方についての講義、具体的事例を用いたワーク(市町向け)研修を実施した。 施設・事業所における虐待事案とそのマネジメント、虐待が疑われる事案への対応(事業者向け)の研修を配信により実施した。(開催日:令和6年1月22日～2/22 youtubeによる開催 1,693名閲覧) | ◎ |
| エ | 高齢者虐待に関する相談支援 高齢者虐待の防止や通報義務、相談窓口等について、県民や養介護施設等への普及啓発を実施するとともに、市町や地域包括支援センター等を対象に研修を開催します。 | <ul style="list-style-type: none"> 関係者を対象に研修を実施した。 高齢者虐待対応研修(市町・地域包括支援センター対象) 3回 高齢者虐待防止研修(施設管理者・従業員、在宅高齢者支援者対象) 5回(オンデマンド含む) | ◎ |
| オ | 性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい環境の整備 性被害ワンストップセンターひろしまにおいて、性犯罪・性暴力被害に係る相談を24時間365日対応します。 | <ul style="list-style-type: none"> 性被害・性暴力被害者が相談しやすい環境の整備について、性被害ワンストップセンターを24時間365日電話相談に応じる体制で運営した。 性被害ワンストップセンターの広報動画を作成し、犯罪被害者支援週間に合わせてFacebook、Youtube、X、TikTokに投稿した。(総表示回数:556,506回) 犯罪防止教室などにおいてチラシやリーフレットを配布し、また、県警ホームページに性被害防止に係る内容を掲載するなど、広報啓発を実施した。 | ◎ |
| カ | 子供の性犯罪・性暴力被害に関する啓発活動の実施 子供を対象に、リーフレットを配布すること等により、自らの性犯罪・性暴力被害に気付くことを促すとともに、相談窓口の認知度を高める啓発活動を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> 県内の中学1年生、高校1年生及び小学5、6年生全員に性被害ワンストップセンターひろしまの相談窓口を周知するリーフレットを配布した。 性被害ワンストップセンターの広報動画を作成し、犯罪被害者支援週間に合わせてFacebook、Youtube、X、TikTokに投稿した。(総表示回数:556,506回) 犯罪防止教室などにおいてチラシやリーフレットを配布し、また、県警ホームページに性被害防止に係る内容を掲載するなど、広報啓発を実施した。 | ◎ |
| キ | 子供を対象とした加害者・被害者にならないための教育 子供を対象に、発達段階に配慮しながら、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者とならないための教育を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> 子供を対象とした加害者・被害者にならないための教育として、県内の小・中・高等学校において、児童・生徒を対象に性犯罪に係る犯罪防止教室を実施した。(小学校 36回、中学校 69回、高等学校 45回) 子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、文部科学省が推進する「生命の安全教育」について、校長会や生徒指導主事研修等を通じて研修を行い、授業や教育課程内外の様々な活動での活用や、各校が設置している各種相談窓口の周知などを通して、全県立学校が、「生命の安全教育」を実施した。 | ○ |
| ク | 行政職員や学校警察関係者を対象とした子供の性犯罪性暴力被害に対する啓発 子供の健全育成に係る行政職員や学校・警察関係者等を対象に、子供の性犯罪・性暴力被害に対する理解と取組の必要性に対する認識を高めるための啓発活動を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> 警察本部、市町関係者等に対し、研究会や会議の場を通じて、性被害ワンストップセンターの取組等について説明した。 教育委員会と連携し、学校関係者(保健指導担当者)を対象とした研修会において、性被害、性暴力に関する内容や性被害ワンストップセンターの取組等について説明した。 子供の性被害の背景や特性を理解し、性被害予防教育の必要性に対する認識を高めるため、専科教養等や少年育成官研修をはじめ、教養資料の活用により、警察職員に対し教養を行うなど、啓発活動を実施した。 文部科学省通知「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針の決定について」、「児童生徒等の痴漢被害への対応について」、「青少年インターネット適正利用啓発資料の配付に係る協力について」、「自画撮り被害防止啓発資料の配付に係る協力について」を令和5年4月に全県立学校に通知した。年度当初に通知することにより、本通知の趣旨を踏まえた生徒指導体制等の構築に向けて取組を推進することができた。 | ◎ |

| | | | |
|-----------------|---|--|---|
| ケ | 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進 警察への届出等を躊躇している性犯罪被害者が、医療機関等で証拠資料が適切に採取されるよう、採取・保管に必要な資機材の整備等を実施します。 | ・証拠資料採取マニュアルに基づき、医療機関等で証拠採取された資料を性被害ワストップセンターで適切に保管した。 ・医療機関における証拠採取キットの配備試行を廃止し、警察への届出を躊躇している性犯罪被害者が医療機関を受診した際は、性被害ワストップセンター若しくは警察において対応することとした。 | ○ |
| コ | 配偶者による暴力被害に関する相談支援 こども家庭センターのDV対応部門の更なる専門性の強化を図り、こども家庭センター職員による市町のDV対応部門への助言や支援を実施します。 | ・相談体制を強化した。 休日・夜間電話相談の相談時間を拡大した。 (R4まで:休日10時～17時→(R5から:10時～18時) 休日・夜間電話相談を実施した(対応件数:1,611件) 相談員の資質向上のための専門研修等の充実を図った。(令和5年度2回実施) | ○ |
| 評価 | | | |
| ア | HPを大幅にリニューアルし、イベント等も活用し、児童虐待防止や児童相談所相談専用ダイヤル・児童相談所虐待対応ダイヤルや体罰によらない子育てについての普及啓発を行った。 市町職員への研修や、要保護児童対策地域協議会への有識者派遣によって、市町の相談対応の質の向上を支援した。 | | |
| イ | 相談しやすい環境を整備するとともに、各種媒体を活用し、あらゆる世代に周知した。 | | |
| ウ | 市町が的確なマネジメント(介入、アセスメント、養護)ができる研修を開催できた。 事業者側が正しい知識を習得し、虐待予防を实践できる内容の研修が開催できた。 アンケートを行うことで、職員の接遇について振り返りができた。 | | |
| エ | 関係者に向けて、高齢者虐待の理解の促進を図ることができた。 | | |
| オ | 被害にあった方が被害直後から意向に沿った支援を受けられるよう、性被害者ワストップセンターひろしまを24時間365日の体制で適切に運営した。 | | |
| カ | これまでリーフレットを配布してきた県内の中学1年生、小学5、6年生全員に加え、新たに高校1年生も対象としてリーフレットを配布した。 リーフレットだけでなく、新たにSNSを活用した広報も実施した。 チラシはイラストを多用し、子供らに理解しやすい文言とし、県警ホームページの掲載内容も子供や保護者らに理解しやすい内容にして啓発が図られるよう工夫した。 | | |
| キ | それぞれの年齢及び発達段階に配慮し、理解しやすい内容での実施に努めた。 生命の安全教育については、各校が実態に応じて実施できているが、学校の取組内容に差があるため、効果的な取組につなげていく必要がある。 | | |
| ク | 児童生徒の性犯罪・性暴力及びその潜在化防止の観点から学校関係者への理解促進に焦点を当て、新たに保健指導担当者を対象とした研修を行った。 専科教養等を通じ、警察職員に対し子供の性被害防止のための教養を実施した。 年度当初に通知をすることで、各校の意識喚起につなげることができている。 | | |
| ケ | 証拠採取マニュアルに基づき、着実に実施した。 医療機関から警察へ連絡があった際は、必要に応じて証拠資料の採取を行う等適切に対応をした。 | | |
| コ | 相談支援体制の充実に努めているが、相談先の周知等はリーフレット、HPでの広報が中心であり、今後、相談先の周知に取り組む必要がある。 | | |
| 令和6年度の取組 | | | |
| ア～カ | 令和5年度の取組を継続する。 | | |
| キ | 生命の安全教育の実施に係る調査により、各校の実態把握を行い、研修、協議会等での好事例の共有や、外部講師による研修の実施など、取組の充実を図る。 | | |
| ク | 引き続き教育委員会と連携し、学校関係者(生徒指導担当者、校長)を対象とした研修会において、性被害、性暴力に関する内容等について説明する。 その他の関係機関からも依頼があれば、適宜説明や講義を実施する。 | | |
| ケ | 必要に応じ、マニュアルの改定を実施する。 | | |
| コ | 市町の配偶者暴力相談支援センター設置促進に取り組む。 配偶者暴力による被害者の相談先の周知に取り組む。 | | |

**「犯罪被害者等支援に関する取組方針」に基づく
施策の実施状況等について**

| 3 社会参画の理解促進・支援基盤の強化 | | II 担当所属 | |
|------------------------------|--|--|---------------|
| (1) 県民等の理解促進【20条】 | | 第20条 県は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、県がこの条例に基づき実施する施策、二次被害が生じることのないよう十分配慮することの重要性等について、県民及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講じるものとする。 | 環境県民局 警察本部 |
| 取組の方向性 | | 令和5年度の取組 | 自己評価 |
| ア | 犯罪被害者週間における啓発活動の実施 毎年11月25日から12月1日までが期間の「犯罪被害者週間」において、犯罪被害者等の置かれている状況、条例基本理念等への理解促進を内容とした街頭キャンペーン、講演会等の啓発活動を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人広島被害者支援センター等と共催で、犯罪被害者等支援週間において、講演会を実施した。講演参加者 100名 ・4年ぶりに街頭キャンペーンを開催し、リーフレット等を配布した。 ・SNSを活用し、性被害ワンストップセンターの広報を行った。(2(2)カと同じ) ・犯罪被害者週間中、街頭キャンペーン、講演会ラジオ、県警ホームページ、SNS、メールマガジン、ミニ広報紙での情報発信、県広報課を経由した商業施設への啓発チラシの配架、デジタルサイネージ配信、免許センターが発行する領収書を活用した広報など、多様な広報媒体を活用した広報啓発活動を行った。 | ○ |
| イ | 中学生・高校生等を対象とした啓発活動の実施 教育委員会等と連携し、中学生・高校生等を対象に、犯罪被害者等による命の大切さを学ぶ教室や命の大切さに関する自らの考え等を表現した作文のコンクールを実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等と連携し、中学・高校・大学で命の大切さを学ぶ教室を開催し、「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール(警察庁主催)への応募を働き掛けた。 (県内応募総数 中学生の部137編 高校生の部0編) | ◎ |
| 評価 | | | |
| ア | 講演会を継続して実施すると共に、4年ぶりに街頭キャンペーンを実施した。また、SNSを活用した新たな広報も実施した。多様な広報媒体を活用し、犯罪被害者への理解促進を内容とした広報啓発活動を行った。 | | |
| イ | 教育委員会等と連携し、中学、高校、大学で命の大切さを学ぶ教室を開催した。教育委員会への依頼や県警ホームページ及びSNS等での広報により、「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールへの応募を働き掛け、多数の応募があった。 | | |
| 令和6年度の取組 | | | |
| ア・イ | 令和5年の取組を継続する。 | | |
| (2) 支援基盤の強化 ① 推進体制の整備【8条】 | | 【第8条】 県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする。 | 環境県民局 警察本部 |
| 取組の方向性 | | 令和5年度の取組 | 自己評価 |
| ア | 条例に基づく施策の推進 関係機関等で構成する会議等において、条例に基づく施策の進捗状況に対する意見聴取や、情報共有等を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の取組状況をとりまとめた上で有識者に意見聴取を行い、その内容を公表した。 | ○ |
| イ | 会議等の開催による情報共有 犯罪被害者等支援に関する市町主管課長会議の開催等により、県と市町との情報共有や、市町への助言、支援を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年8月に市町主管課長会議を開催し、県と市町における条例や条例に基づく施策等についての情報共有を実施した。 | ○ |
| ウ | 支援活動の推進 犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等により構成される「広島県被害者支援連絡協議会」を開催し、被害者のニーズに対応した支援活動を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等により構成される広島県被害者支援連絡協議会を開催し、犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動を推進できるよう連携を図った。 | ○ |
| 評価 | | | |
| ア | 予定通りとりまとめ、意見照会及び公表を行った。 | | |
| イ | 犯罪被害者等支援における地方公共団体の役割や、令和5年4月に施行された県及び東広島市の犯罪被害者等支援条例と条例に基づく施策等、最新の動向について共有した。 | | |
| ウ | 犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等に働きかけ、効果的な広島県被害者支援連絡協議会を開催し、犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動を推進できるよう、会員間の連携を深めた。 | | |
| 令和6年度の取組 | | | |
| ア | 令和7年度に取り組み方針を見直すこととしているため、見直しに向けた準備を進める。 | | |
| イ | これまでの開催内容を踏まえ、成果や課題を整理した上で、新たな視点を取り入れた会議の開催を検討する。 | | |
| ウ | 令和5年度の取組を継続する。 | | |

| 3 社会参画の理解促進・支援基盤の強化 | | II 担当所属 | |
|---------------------|---|--|---------------------------------|
| ②人材の育成【21条】 | | 【第21条】 県は、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講じるものとする。 | 環境県民局 健康福祉局 警察本部 教育委員会 |
| 取組の方向性 | | 令和5年度取組 | 自己評価 |
| ア | 行政職員等を対象とした研修の実施 行政職員等を対象に、犯罪被害者等が置かれている状況等に関する理解を促進するための研修を実施します。 | ・犯罪被害者等支援を担当する県、市町、関係機関の職員を対象とした犯罪被害者等支援研修を実施した。 第1回 犯罪被害者等の講演会 参加者 111名 第2回 犯罪被害者・家族の理解と支援のポイントの講義 参加者 38名 | ◎ |
| イ | 児童虐待の早期発見・早期対応のための研修等の実施 行政職員、警察職員及び教職員を対象に、児童虐待の早期発見等に資する研修等を実施します。 | ・子ども家庭センターにおいて市町職員を対象とした児童福祉司任用に係る研修を開催した。(令和5年5月～令和6年2月) ・市町の関係課会議や家庭児童相談員の研修で行政説明を実施した。(4、6、9月) ・地域ごとに県警本部や所管署との連絡会議を実施した(西部8月、東部8月、北部6月)。 ・幼稚園の新任教員、中堅教員の研修に子ども家庭センター職員を派遣した。(各年1回) ・児童虐待の早期発見等に資する研修を実施し、児童虐待に関する警察職員の専門的知識・技能の向上に努めた。 ・年3回のスクールソーシャルワーカー連絡協議会及び年2回の生徒指導主事研修において、児童虐待及び早期発見等に係る研修を実施した。 | ○ |
| 評価 | | | |
| ア | 将来相談を受ける立場になる心理学系専攻の大学生や養児童の相談を受ける養護教諭にも新たに案内を行い、前年度より多くの方が参加した。(令和4年度の講演会参加者数は96名) | | |
| イ | 各種研修や会議の中で、積極的な啓発を行った。 児童の安全確保のため、現在実施している研修内容を充実させ、児童虐待へのさらなる対応力向上に努める必要がある。 協議会や研修会における受講者からは、例えば、「ネグレクトへの対応について、スクールソーシャルワーカーが自治体の関係者と連携しながら取組み、早期に課題を発見・解決することができ、学校と一体となって取組を進めることができた」といった意見が出ていることなどを踏まえ、個々の事案に対して学校がチームとして取り組むために、各校の実践事例を収集し、議論等を交わす場面の設定が必要である。 | | |
| 令和6年度取組 | | | |
| ア | 犯罪被害の実態及び支援のあり方に関する理解をより広めるため、研修のテーマを、心理・教育・刑事政策等を専攻する大学生や教員が感心を持つと思われるものに設定し、幅広く案内することで、さらなる参加者数の増加を図る。 | | |
| イ | 令和5年度取組を継続する。 スクールソーシャルワーカー連絡協議会及び生徒指導主事研修について、具体的な事例と協議等を用いた内容で構成しながら、引き続き、研修会及び協議会等で児童虐待の早期発見等に係る内容の研修を実施し、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組が推進できるようにする。 | | |
| ③民間支援団体に対する支援【22条】 | | 第22条 県は、民間支援団体に対する犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講じるものとする。 | 警察本部 |
| 取組の方向性 | | 令和5年度取組 | 自己評価 |
| ア | 犯罪被害者等早期援助団体への情報の提供等 犯罪被害者等早期援助団体による支援が、全国的な水準で行われるよう、犯罪被害者等の実態、当該支援に資する事例、二次被害を防止するための留意事項等に関する必要な情報の提供等を実施します。 | ・犯罪被害者等早期援助団体による支援が、全国的な水準で行われるよう、犯罪被害者等の実態、当該支援に資する事例、二次被害を防止するための留意事項等に関する必要な情報の提供等を実施した。 | ◎ |
| 評価 | | | |
| ア | 各種研修会のほか教養資料を発出し、教養を実施したことにより、本制度について警察職員の理解を深めるとともに、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な情報提供を推進し、犯罪被害者等の精神的な負担を軽減できた。 | | |
| 令和6年度取組 | | | |
| ア | 令和5年度取組を継続する。 | | |
| ④重大事案における支援【24条】 | | 第24条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合に、当該事案による犯罪被害者等が、必要な犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、県、市町、民間支援団体その他関係機関による支援体制の整備その他の必要な施策を講じるものとする。 | 環境県民局 警察本部 教育委員会 |
| 取組の方向性 | | 令和5年度取組 | 自己評価 |
| ア | 重大事案発生時のマニュアル整備等 必要な支援を途切れることなく提供できるよう、関係機関による対応等を整理したマニュアルの整備等を実施します。 | ・県内69機関による「重大事案発生時における犯罪被害者等支援申し合わせ事項」の運用を開始し、取組の一環として、「海上犯罪」及び「バス転落事故」の2つの重大事案発生を想定した図上演習を行った。 ・「自殺・死亡事故」「災害」「犯罪予告」「非遵行為」など、児童生徒の命に関わる事案等の緊急事態が発生した際の適切な初動及び事後対応などを定めた、「クライシスマネジメント・マニュアル」を作成し、学校で危機管理を具体的に実行するために必要な計画及び手順等を整理し、事務局内の職員に周知した。 | ○ |
| 評価 | | | |
| ア | 新たな取組として想定演習を実施した。 マニュアルを整備したが、実際に事案が生じた場合においては、危機発生時に被害を最小限に抑えるための対応ができる手立てを講じていく必要がある。そうした中で、よりよい対応についての知見を積み重ねていき、マニュアルに反映させるとともに、マニュアルの周知や実際の運用に向けて、整理したマニュアルについて、実際の事案発生時の対応と照らし合わせて、効果検証を重ねながらマニュアルの改訂を行う必要がある。 | | |
| 令和6年度取組 | | | |

| | |
|---|---|
| ア | <p>実際に重大事案が発生した際の犯罪被害者等支援の方法など検討を行うとともに、必要に応じ申合せ事項の見直しを行う。 関係機関・団体が連携し、被害者支援を行うための研修等に参加する。 実際に生じた事案に当該校とともに対応しながら、更なる知見を積み重ね、マニュアルを加筆・修正し、適宜改訂するとともに、マニュアルの考え方を踏まえ、各校が事案に応じた対応が図れるようにする。</p> |
|---|---|